

第23回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年6月29日(水)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第112号 農地転用事業計画変更承認申請について(無承継)

議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第115号 非農地証明願いについて

議案第116号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第111号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

7、会議の概要

議長 　　ただ今から第23回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　　全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第112号 農地転用事業計画変更承認申請について(無承継)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第112号 農地転用事業計画変更承認申請について(無承継)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 浜元288-1 登記畑 面積272㎡
浜元291-1 登記畑 面積45㎡
申請人:本部町にある企業N
転用目的:駐車場
転用理由:当初予定していた店舗を近接地になり、当該地を
駐車場として使いたいため。
変更理由:国道沿いの立地条件の良い土地を取得できたため、
計画を変更したい。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
質問や意見がある方はお願いします。

7番委員 今回の議案第112号についてですが、
変更後の店舗についての計画書などの提出がなく、書類に不備があるため、
保留にした方が良いのではないかと思います。

議長 7番委員より、変更後の新しい店舗の計画がはっきりとしていないため、
保留にした方が良いという意見がありました。
この意見に対して何か異議がある方はいますか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第112号は保留にするという事で異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第112号は保留と致します。

次に進みます。

議長 議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行令第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
そのうちの1件は先月保留になった案件です。1ページ目をお開き下さい。

番号1番 嘉津宇16-1 登記簿現況共に、畑 面積1,245㎡(内260㎡)

申請人:うるま市在住Y氏

転用目的:畜舎

転用理由:ヤギ事業を始めるため。

農振用途変更中 分筆予定

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号2番 嘉津宇16-1 登記簿現況共に、畑 面積1,245㎡(内555㎡)

申請人:うるま市在住Y氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいなので自家を建築したいため。

農振除外済み 分筆予定

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
何か質問や意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第113号について、提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第113号は可決決定致します。

次に進みます。

議長

議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について議案とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 健堅582 登記現況共に畑 面積421㎡

健堅592 登記現況共に畑 面積356㎡

譲渡人:本部町在住T氏

譲受人:北谷町在住T氏

転用目的:宿泊施設等

転用理由:環境がよく宿泊施設として有効活用したい。

売買による所有権移転

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

6番委員 実際にパトロールに行って、申請地を見てきましたので、補足説明をします。
議案第114号の土地は第2種農地であり、どちらも事前着工等ありませんでした。
特に問題はないかと思えます。
補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。
質問がありましたらお願いします。

議長 質問や意見がないようなので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第114号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第114号は可決いたします。
次に進みます。

議長 議案第115号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第115号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。
1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:瀬底3590-1 登記畑 面積627㎡
非農地の事由:隣接道路との高低差が2m以上あり畑への侵入ができず、
長期間放置され、雑草・雑木が生い茂り畑として使用が困難
所有者:本部町在住S氏
添付資料説明
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

5番委員 実際にパトロールで申請地を見てきたのですが、
申請地には特に大きな木があるというわけではありませんでした。
ただ、事務局からの説明にもあった通り、この土地は隣接道路との
高低差が大きく、侵入できない状況ですので、
写真や資料を見ながら皆さんで判断して頂ければと思います。
補足説明は以上です。

議長 議案第115号の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
何か質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第115号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第115号 非農地証明願いについては可決決定致します。
次に進みます。

議長 議案第116号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第109号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 具志堅852 面積1,862㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住F氏
利用目的:畑、3年間の賃貸借
添付資料説明。

番号2番 瀬底1281 面積1,444㎡ 登記現況共に畑
瀬底2301 面積963㎡ 登記現況共に畑
瀬底4952-1 面積443㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:本部町在住C氏
利用権設定を受ける者:本部町在住S氏
利用目的:畑、9年間の賃貸借
添付資料説明。

番号3番 備瀬1969 面積1,027㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:那覇市在住N氏
利用権設定を受ける者:本部町在住Z氏
利用目的:畑、5年9ヶ月間の使用賃貸。
添付資料説明。

番号4番 備瀬1329 面積1,154㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:本部町在住N氏
利用権設定を受ける者:本部町在住Z氏
利用目的:畑、10年9ヶ月間の使用賃貸。
添付資料説明。

番号5番 新里1044 面積739㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:本部町在住S氏
利用権設定を受ける者:本部町在住Z氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借。
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第116号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第116号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第117号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について
議案と致します。事務局より説明をお願いします。

議案第117号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。
今月の申請件数は1件です。

番号1番 崎本部2609-1 登記現況共に畑 面積4,619㎡
崎本部2715-1 登記現況共に畑 面積3,898㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住N氏
利用目的:牧草を植えるための畑
期間:告示日から平成33年5月31日までの5年間の賃借権
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第117号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について、
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第117号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 渡久地 真吾

3番 高良 久

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由具